

## ユーティリティ規約

出品者が、本ユーティリティを紐づけた本 NFT の出品を行う場合には、この規約（以下「本個別規約」という。）を確認の上、本個別規約に同意をするものとする。

### 第1条 適用関係

1. 本個別規約は、「 $\alpha$ U market 出品申込書」の「サービス利用条件」（以下「本申込書」という。）の一部を構成し、本個別規約に定めのない事項は、本申込書の定めに従う。
2. 本個別規約と本申込書の間には矛盾抵触があるとき、本個別規約の内容が優先する。

### 第2条 定義

本個別規約において使用する用語の意義は、本申込書の記載に従う他、以下に定めるとおりとする。

- (1) 「出品」とは、出品者が、本 NFT の出品のために、本申込書に基づき、当社に対して、本 NFT の販売の代理権を付与等することをいう。
- (2) 「出品者」とは、本申込書におけるライセンサーをいう。
- (3) 「本個別規約」とは、このユーティリティ規約をいいます。
- (4) 「本サービス」とは、当社が提供する  $\alpha$ U market と称するサービス（理由の如何を問わずサービスの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のサービスを含む。）をいう。

### 第3条 本ユーティリティの審査

1. 当社は、出品者が本 NFT に紐づけて本ユーティリティを提供することを希望する場合には、本 NFT に係る審査依頼時に、当社に対して当該本ユーティリティの審査依頼を併せて行うものとする。
2. 出品者は、当社が本ユーティリティの審査のために必要と判断した場合、当社が別途指定する方法により当社が要求する資料等を当社に対して提出するものとする。
3. 出品者は、本ユーティリティの提供のために許可、申請、届出その他の許認可等が必要である場合、出品者がその許認可等を得ていることを証明する書類等を当社が別途指定する方法により当社に対して提出するものとする。
4. 当社が、本ユーティリティの審査の結果、本 NFT の出品が不適切であると判断した場合には、本 NFT の出品を許可しないことができるものとする。なお、出品者は当社による審査結果について何らの異議を述べることはできないものとする。

### 第4条 表明保証

1. 出品者は、本申込書の有効期間中及び本ユーティリティの提供を行う期間中において、次の各号に定める事項が真実かつ正確であることを保証する。
  - (1) 出品者は、本 NFT を出品し本ユーティリティを履行するために必要な許可、申請、届出その他の許認可等を全て適法、有効かつ適正に取得又は履践しており、かかる許認可等（旅行業、宅地建物取引業等に係るものが想定されるが、これらに限られない。）を全て適法、有効かつ適正に取得又は履践しており、かかる許認可等の条件及び要件に違反しておらず、そのおそれもないこと。
  - (2) 出品者による本 NFT の出品及び本ユーティリティの履行、並びに当社による本 NFT の代理販売は、法令等に違反するものではないこと。
  - (3) 出品者による本 NFT の出品及び本ユーティリティが第三者の権利を侵害せず、またそのおそれもなく、本 NFT の出品及び本ユーティリティが第三者の権利を侵害している旨の通知、通告、警告その他の連絡（書面によるか口頭によるかを問わない。）を一切受領していないこと。
2. 前項への違反は本申込書第 11 条第 1 項への違反とみなして本申込書を適用する。

#### 第 5 条 本ユーティリティの提供

1. 出品者は、出品者自身の責任及び費用により、本ユーティリティの提供に関連する本 NFT の保有者に対する一切の義務を履行するものとする。
2. 出品者は、本ユーティリティに関して、提供内容の変更、提供の停止又は中止が生じ又は生じるおそれがある場合、本 NFT の保有者に対して可能な限り事前に周知を行い、かつ本 NFT の保有者からの問い合わせについて出品者の責任及び費用において誠実に対応するものとする。
3. 本ユーティリティに関連して当社と第三者との間で訴訟、苦情、クレームその他の紛争が生じた場合は、出品者は自己の責任及び費用負担において当該紛争を処理し、解決するものとする。出品者は、当該紛争に起因又は関連して当社に損害又は費用（弁護士費用を含む。）が生じた場合には、当該損害および費用の一切を補償しなければならない。

#### 第 6 条 免責事項

1. 当社は、本ユーティリティの適法性、正確性及び効果等について本 NFT の保有者に対して一切保証せず、出品者による前条第 1 項に定める義務の不履行に関して、何らの責任を負わないものとする。
2. 本 NFT の保有者が本ユーティリティの提供を受けなかった場合についても、当社は、当該本 NFT の保有者その他の第三者に対して、返金や補償などの対応を行う義務を一切負わないものとする。
3. 本 NFT の保有者の本サービスにおけるアカウントが削除されたこと（その削除の理

由を問わない。) その他の理由により、本 NFT の保有者が本ユーティリティの提供を受けることができなくなった場合においても、当社は出品者及び本 NFT の保有者その他第三者に対して、一切の責任を負わないものとする。

#### 第 7 条 変更規定

本個別規約の変更を行う場合、民法第 548 条の 4 の規定に基づくものとし、当社は事前に当社の別途定める方法により、通知を行うものとする。変更後の規約は、変更通知に定める日から効力を発生するものとする。